

意見書案 (令和4年2月定例議会)

No.	件名	提出会派	頁
1	日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書(案)	日本共産党	1
2	憲法9条と相いれない敵基地攻撃能力の保有検討の中止を求める意見書(案)	日本共産党	2
3	大学の基盤的経費を増額し「学問の自由」を保障する条件整備を求める意見書(案)	日本共産党	3
4	都立・公社病院の独立行政法人化の中止を求める意見書(案)	日本共産党	4
5	地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書(案)	公明党	5
6	「こども家庭庁」創設に向け、人員及び予算の確保と「(仮称)子ども基本法」の制定を求める意見書(案)	市民の広場	6
7	経口中絶薬の承認審査にあたり、女性を守るための総合的な検討を求める意見書(案)	市民の広場	7
8	さらなる教職員配置のための予算の拡充を求める意見書(案)	市民の広場	8
9	出入国管理制度及び難民認定制度の人的見直しを求める意見書(案)	創	9
10	ゲノム編集食品の表示義務化を国に求める意見書(案)	創	10

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書（案）

沖縄県をはじめ、広島県、山口県という地方から始まった今回の新型コロナウイルスオミクロン株の第6波について、松野博一内閣官房長官は1月11日の記者会見で、「国内の感染拡大の原因は米軍基地にあるのではないかと問われたことに対し、「政府は昨年未から、“水際対策”を強化し、日本国民であっても、海外からの入国者には72時間以内の陰性証明に加え、空港での検査や2週間の自主隔離を課してきました」と答えました。

しかし、その後新型コロナウイルスの感染急拡大は「米軍由来」であることが明らかになりました。そしてその根本原因は、在日米軍の基地使用や行動などについて規定した日米地位協定にあるといわなければなりません。

この協定は、アメリカの占領時代が終わっても、在日米軍が日本で自由に行動するために作られたもので、コロナ禍においても、在日米軍関係者は日本の検疫を免除され、自由に出入国していたのはそのためです。在日米軍関係者は、基本的に日本の法律ではなく、アメリカの法律が適用されることになっているからです。

ドイツのNATO軍地位補足協定（ボン補足協定）が検疫について「ドイツの法令及び手続きが軍隊および、軍属に対しても適用されており、韓国では米軍関係者の入国後に韓国側が検査を実施しています。

在日米軍に関する検疫の取り決めが現在の日米地位協定になく、米軍まかせになっており、国民の命を守るためにも一刻の猶予もならず、緊急に地位協定の改定が必要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、日米地位協定の抜本的な改定を求めるものですが、特にコロナとの関係で、検疫において日本の国内法が適用できるようにする緊急の改定を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

憲法 9 条と相いれない敵基地攻撃能力の保有検討の中止を求める意見書(案)

敵基地攻撃能力をめぐり、安倍晋三元首相が昨年 11 月 20 日の「日本協議会・日本青年協議会結成 50 周年記念大会」で「敵基地だけに限定せず抑止力として打撃力をもつ」と発言し、さらに「打撃力」とは「相手をせん滅」する能力であることを示唆しています。

また、岸田首相は昨年 3 月、自身のツイッターに掲載した「安全保障上の喫緊の課題について」と題する提言に、「敵のミサイル発射能力そのものを直接打撃し、減衰させることができる能力を保有することが必要だ」と、述べています。岸田首相と安倍元首相の「敵基地だけに限定せず、相手をせん滅させる打撃力を持つ」との主張には違いがないことが明白になりました。「相手国をせん滅するために出撃する米軍への協力に日本の打撃力が不可欠だ」とする議論は、「戦争放棄」をうたった憲法 9 条とは絶対に相いれないものです。

米中対立が強まっています。中国の覇権主義の行動に対して大事なものは、国連憲章と国際法に基づく冷静な外交的批判です。軍事対軍事で構えれば軍拡の悪循環を招き破局的な事態も招きかねません。日本にとって重要なものは、あらゆる紛争を平和的な話し合いで解決し、平和的に共存していく道を一貫して追求し、「分断と敵対」から「平和と協力」の地域に変えてきた ASEAN（東南アジア諸国連合）10 か国プラス日米中を含む 8 か国で構成される東アジアサミットが、地域の平和の枠組みとして発展していることです。東アジアサミットを活用・発展させて、東アジアを平和と協力の地域にする憲法 9 条をいかした平和外交に徹することこそ今、日本政府に求められていることです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して憲法 9 条と相いれない敵基地攻撃能力の保有検討を中止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

大学の基盤的経費を増額し「学問の自由」を保障する条件整備を求める意見書(案)

岸田文雄内閣は、成長戦略の一環として、政府が創設した10兆円の大学ファンド(基金)を活用し、「国際卓越研究大学(仮称)」をつくる「改革」に乗り出そうとし、関連法案の通常国会への提出を予定しています。

日本には800を超える国公立の大学がありますが、岸田政権が進める大学ファンドは大学全体を支援し底上げするのではなく、世界のトップレベルの研究大学の育成を目的に、政府予算と財政融資資金を元手に10兆円の基金をつくり、金融市場で運用するものです。政府は平均年間4.38%の運用益をあげ、そのうち3千億円を、6大学程度に回すとの説明を行っています。支援額は1校あたり500億円と巨額ですが、現在、世界最高水準の教育・研究を目指す大学として文科省が指定する10校の「指定国立大学」でさえ支援の対象外となる可能性が濃厚とされています。

一方、大学ファンドの支援対象とならない大学向けに、政府は「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を取りまとめているようですが、2022年度予算案で462億円に過ぎません。

1月28日に開催された国立大学協会の総会では「ファンドでサポートされる以外の大学にもちゃんとしたかたまりで支援して欲しい」(永田恭介国大協会会長・筑波大学長)、「(総合振興パッケージの)事業をどんどん受け入れていくと、大学のマンパワーも含めた持ち出しも結構大きくなる」(藤井輝夫・東大総長)など、出席した総長・学長が相次いで発言し、懸念が相次いで表明されています。

旧帝国大学と早稲田大、慶応大など11の大学の事業成長率は平均0.2%です。ファンドの運用益を優先すれば教育研究が「稼げる」分野に偏重し、そうでない分野が淘汰されかねません。国立大学の授業料上限の緩和も検討されており、学費値上げに道を開く可能性もあります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、地方自治法第99条の規定により、下記の事項に取り組むよう要望します。

記

- 1 10兆円の大学ファンド(基金)の活用による国際卓越研究大学(仮称)制度に係る関連法案の国会提出は見送り、廃案にすること。
- 2 国立大学の運営費交付金の傾斜配分や「類型化」を廃止し、基盤的経費として増額すること。
- 3 私立大学への「公費負担」原則を確立し「経常費の2分の1国庫助成」を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

衆議院議長 宛て

参議院議長

都立・公社病院の独立行政法人化の中止を求める意見書（案）

東京都は2022年7月に都立・公社病院を独立行政法人に移行させようとしています。独立行政法人とは、「公共上必要だが民間でできるものは公（国や自治体）でやるべきではない」という考えで、国や自治体の実施しているサービスを直営から外すことを言います。

東京都には都直営の都立病院が8、都立に準じる都保健医療公社の病院が6あり、全国2,287病院中新型コロナウイルス対応病床確保数では、都立多摩総合医療センターの245床が1位で、上位11病院が都立・公社病院が占めており、独立行政法人化（以下「独法化」と言う。）された公立病院や国立病院では、廃止や病床数の削減が行われている状況です。

「独法化」は、都の責任が直接及ばない民間病院並みになることを意味し、経営効率化が強く求められるようになり、2009年4月、先行的に都立病院から「独法化」された健康長寿医療センター（旧老人医療センター）では、ベッド数が100床削減され、141床で新たに差額ベッド代が徴収されるようになり、入室時に10万円の保証金も必要になるという変わりようです。

全国の国立病院や県立・市立病院なども「独法化」される中で、病院への運営交付金が大幅に削減され、大阪府立病院では職員賃金を17億円削減し「黒字化」させ、分娩料は2倍など、医療従事者と患者へのしわ寄せが起きています。

都立・公社病院は、コロナ第5波では2,000床をコロナ対応にあて、都内の同病床の3割に上りました。他の病院と比べて都立病院が感染症対策に尽力できたのは、都の一般会計から必要額を繰り入れることで、民間病院では採算を取るのが難しい分野に力を注いでいるからです。感染症分野では専門病床や訓練されたスタッフを恒常的に配置し、感染症以外では、難病、周産期、小児、災害、島しょ医療などに尽力できたのは都立・公社病院だったからであります。

都直営のまま残してこそ、今後も起こりうる新規感染症に備えることができるといわねばなりません。「独法化」の目的は財政負担の削減で、こういう実態を覆い隠して「独法化」に突き進むことは許されません。

よって、文京区議会は、東京都に対して、都立・公社病院の独立行政法人化の中止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっています。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人の直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められています。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、すべての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来しました。

そこで政府に対して、子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取組を求めます。

記

1 すべての子どもたちの学びの継続のために

すべての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もが何処でも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。

2 医療への適時適切なアクセスのために

地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、すべての住民が「かかりつけの医師」につながるための取組を強化すること。

3 持続可能な地域の医療と介護のために

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護および看護分野における人材不足の解消に資する ICT 技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価した上での人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生）

新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣

デジタル田園都市国家構想担当大臣

宛て

「こども家庭庁」創設に向け、人員及び予算の確保と 「(仮称) 子ども基本法」の制定を求める意見書(案)

政府は2021年12月21日、子ども関連政策の司令塔となる「こども家庭庁」の創設に向けた基本方針を閣議決定しました。

わが国では、これまで司法、教育、福祉の各分野において、多くの法律に基づき、子ども関連の政策・施策を省庁が別々に取り組んできましたが、「こども家庭庁の創設により、子ども政策の総合調整機能を一元化し、責任の所在を明確にし、政策を推進できることは大きな前進です。

内閣府及び厚生労働省の子ども関連業務が「こども家庭庁」に移管されますが、基本方針では、人員について「移管する定員を大幅に上回る体制を目指す」と述べていますが、人員の具体的な拡充は示されていません。財源に関しては、「企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組みについても検討する」ととどまっています。

また、基本方針の冒頭には、常にこどもの最善の権利を第一に考えることや子どもの権利保障についても言及し、社会全体でこどもの健やかな成長を後押しすることを述べており、これらを推進するためには、子どもが権利の主体であることを明記した「(仮称) 子ども基本法」の制定が必要です。現在、各政党において法の制定に向けて議論が進められていますが、1989年に国連で採択され、1994年にわが国が批准している「子どもの権利条約」の4つの一般原則を踏まえ、様々な子どもに関する日本の法律の解釈規範とすることが必要です。新しい省の名称が「こども庁」から「こども家庭庁」に変更されたことに不安を抱く意見がありますが、「(仮称) 子ども基本法」が制定されれば、不安を払拭するメッセージが伝わることを考えます。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

1 「こども家庭庁」の創設に向け、子ども関連の政策・施策を推進するために、人員の拡充を図り万全な体制を整えるとともに、十分な財源を確保を図ること。

2 「子どもの権利条約」に示された4つの一般原則を踏まえた「(仮称) 子ども基本法」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

文部科学大臣

宛て

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

経口中絶薬の承認審査にあたり、女性を守るための総合的な検討を求める意見書（案）

外科的な手術をせず飲み薬で人工妊娠中絶ができる経口中絶薬は、世界保健機関（WHO）もその安全性を認めており、広く使用されるべき薬として必須医薬品に指定されています。現在、約 80 の国及び地域で使用されていますが、これまで日本では認可されておらず、2021 年 12 月、英国の製薬会社が日本で初めて厚生労働省に承認を申請しました。

経口中絶薬を用いての中絶は、医学の進歩であり、これまで用いられてきた吸引法やそうは法と比較し、母体にかかる負担を軽減できる他、中絶のみならず流産した際にも使用できる点で優れており、市民団体の署名活動により 4 万人分余りの署名が厚生労働省に提出される等、待望する声が多くあります。経口中絶薬の承認によって女性が自分の健康を守る上での選択肢が広がることは、女性の自己決定権の尊重にもつながります。

一方で、服用により多量の出血や副作用が起こるリスクも指摘されています。また、経口中絶薬の承認により、「薬で簡単に中絶できる」という捉え方をされるようになるのではないかと懸念が生まれます。そのため、経口中絶薬の承認により望まない妊娠を防ぐための対策も必要です。承認の審査過程において、女性の健康を守るための総合的な検討を求めます。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

- 1 経口中絶薬の処方にあたり、女性の健康を守るための十分な説明と精神的ケアを行うこと。
- 2 処方後の健康管理も含めた医療提供体制の整備を行うこと。
- 3 望まない妊娠を防ぐための包括的性教育や相談体制をさらに強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

さらなる教職員配置のための予算の拡充を求める意見書（案）

教育現場は、新型コロナウイルス感染症の影響が多岐に及び、3密を避けながらの授業に見られる感染防止の対応・対策に追われています。子どもたちの生活習慣の乱れの指導、いじめや不登校、暴力行為等の問題行動や教育格差の拡大、さらには保護者の対応など様々な課題も深刻化しています。また、教職員自身が感染者や濃厚接触者となり自宅待機となるケースも出ています。教職員の業務が煩雑化・多忙化している一方で、非常勤教職員の割合も拡大しており、深刻な過重労働の問題も解決していません。

こうした状況の中で児童・生徒の個別の課題への適切かつ丁寧な対応を可能にしていくためには、教職員の質を高めるとともに、教職員数の拡充をはかり、全ての子ども一人ひとりに十分な対応をとることが求められています。文部科学省は、2021年に小学校2年生から6年生までの学級編制の標準を5年かけて35人に引き下げる内容の法改正を行いました。2022年度以降の財源確保はなされていません。アクティブラーニング授業や英語教育の導入などは、35人学級にこだわらず少人数での授業の方がより充実した結果が報告されています。ところが専科などの教員配置が進んでいないことや、オンライン授業での教師間の習熟度の差が生まれるなど課題も多く残っています。

教員の働き方改革をおこなうため、2019年に政府より改正給特法が成立しましたが、休日を含め取り戻すための変形労働時間制の導入、業務量の適切な管理等に関する指針の策定を内容とするものにとどまり、長時間労働を減らすための抜本的対策には至っていません。子ども達の教育環境を守ることが何よりも優先されなければなりません。そのためには教職員がゆとりを持って、教育に望むことが出来る環境を整えることが必要です。

よって文京区議会は、政府及び国会に対し地方負担となっている義務教育における35人学級の実現と少人数授業の推進、働き方改革の実行、感染症対策のためのさらなる教職員配置の予算措置を早急に行うことを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

出入国管理制度及び難民認定制度の人的見直しを求める意見書（案）

日本の入管行政、難民認定制度について、国内外からの批判の目が向けられています。

2020年には、日本で難民申請をした男性が期間の上限を設けず、司法審査の機会がないまま長期收容された問題について、国連人権理事会が「国際人権規約違反」という意見書を日本国政府に送付しています。また、2021年3月にも、名古屋入管の收容施設でスリランカ人の難民女性が死亡した事件などが明らかになりました。

出入国在留管理庁は相次ぐ不祥事に対応するため、改善策に取り組んでいますが、先日も大村入国管理センターに收容中のネパール国籍の男性が適切な医療を受けられず、寝たきり状態になっていることがわかるなど、改善の不徹底が指摘されています。

一方、2021年9月には、東京高等裁判所は難民認定申請が認められなかった外国人を、裁判を受ける機会を与えず強制送還したことについて、違憲とする判断を示すなど、国内でも現行の入管制度への疑問の声が上がっています。

しかし、政府は、現行入管制度の違憲状態を追認する内容を含む出入国管理法改正案の2022年国会再提出を見込んでいました。結局、先月見送りが決定しましたが、そもそもこの法案は2021年5月に国会提出されたものの、難民申請3回目以降の強制送還を可能にする内容等を含み、迫害の恐れがある国への送還を禁じた難民条約違反として、支援団体や国連からの批判を集め、政府が2021年国会期間内の成立を断念し、廃案となった経緯があるものです。国は国際社会や国民、外国人当事者等の声に真摯に耳を傾け、人的な出入国管理制度及び難民認定制度への抜本的改革を早急に行うべきです。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、以下の3点を含む出入国管理制度及び難民認定制度の改善を求めます。

記

- 1 人権に配慮のない長期にわたる收容を防ぐために、收容要件及び收容期間の上限を定め、裁判所によって收容の可否及び期間を審査する制度を創設すること。
- 2 送還により命の危険にさらされる紛争地から逃れてきた外国人を適切に保護する定義を規定すること。
- 3 難民の保護を十分に行いながら難民認定手続きを行う組織を出入国在留管理庁とは別に設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

ゲノム編集食品の表示義務化を国に求める意見書（案）

2019年に解禁になったゲノム編集食品は、2020年のトマト、2021年9月にマダイ、10月のトラフグなど新品種の届出が相次ぎ、国民が気づかない間に、広く浸透し始めています。

ゲノム編集食品については、1. 国による安全性の審査がないこと、2. ゲノム編集食品であることの表示義務がないことの2点が、消費者の選ぶ権利を侵害すると指摘されてきました。

また、ゲノム編集食品は、以前から言われているように、オフターゲット、つまり狙った目的以外の部分の遺伝子を切ってしまう、アレルギー等を惹き起こすなど、思わぬ品質変化が起こる可能性もあり、不安を抱える消費者は少なくありません。国民の健康、安全のためにも、ゲノム編集食品の表示を義務化し、消費者の選択権を守ることが求められています。

ゲノム編集食品の表示が義務化されなかった背景には、ゲノム編集による新品種なのか、品種改良等による品種なのか、後からの検査によって確定することができず、取り締まることのできないこと等があると説明されています。

しかし、先日のあさりの産地偽装等によって露呈したように、そもそも日本の食品等のトレーサビリティは脆弱で、国民の食品安全への信頼回復のためにも、さらなる強化が不可欠です。事業者が原料の生産地や生産方法などを情報公開することを通じて、行政や消費者が製造者の原料管理を把握するシステムが必要です。

EUでは、ゲノム編集食品をGMO（遺伝子組み換え作物）と同等に扱い、当局が検査し、流通記録を保管、販売時に表示する義務を課しています。このような取組が日本においても求められます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、消費者の「選択の権利」の保障のため、ゲノム編集食品の表示義務化を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

衆議院議長

参議院議長

宛て